



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 31 日 (月)
号外第 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 (6) (給与課) 2
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (7) (〃) 3
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (8) (〃) . . . 6
	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (9) (〃) 8
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (10) (〃) 10
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (11) (〃) 19
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規 則の一部を改正する規則 (12) (〃) 21
	職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (13) (〃) 23
	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (14) (〃) 24
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (15) (〃) 25

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第 6 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等）</p> <p>第23条 給与条例第16条第 2 項に規定する<u>給料の月額及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額</u>は、<u>給与条例附則第 9 項の規定により給与が減ぜられて支給される場合</u>にあつては、<u>同項の規定により支給される額とする。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>（勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額等）</p> <p>第23条 給与条例第16条に規定する<u>給料の月額</u>は、<u>法令の規定により給料を減ぜられている場合においても、本来受けるべき給料の月額とする。</u></p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>観光戦略課</u>の専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</p> <p>(5) <u>スポーツ課の係長</u>（<u>学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。</u>）</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、<u>社会教育課</u>の社会教育主査、係長（<u>社会教育</u>を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、<u>人権教育課</u>の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びに<u>体育保健課</u>の係長（<u>学校体育</u>又は<u>健康教育</u>を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 図書館の<u>学校図書館支援員</u>及び資料相談員</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>観光政策課</u>の専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 教育総務課の係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、<u>家庭・地域教育課</u>の社会教育主査、係長（<u>地域社会教育</u>又は<u>家庭教育</u>を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、<u>人権教育課</u>の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びに<u>スポーツ健康教育課</u>の係長（<u>体育・スポーツ</u>又は<u>健康教育</u>を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 図書館の資料相談員</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p>

(16) 略
 (17) 略
 2 略
 3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。
 (1)～(4) 略
 (5) 観光戦略課の専門員 (学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)
 (6) スポーツ課の係長 (学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)
 (7) 略
 (8) 略
 (9) 略
 (10) 略
 (11) 略
 (12) 教育総務課の係長 (学校教育の指導を担当する者に限る。) 及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長 (学校教育の指導、教員の人事又は地域と連携した教育の推進を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長 (学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、社会教育課の社会教育主査、係長 (社会教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長 (社会教育又は学校教育を担当する者に限る。) 及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長 (文化財の保護を担当する者に限る。) 及び文化財主事並びに体育保健課の係長 (学校体育又は健康教育を担当する者に限る。) 及び指導主事
 (13) 略
 (14) 図書館の学校図書館支援員及び資料相談員
 (15) 略
 (16) 略
 (17) 略
 (18) 略
 (19) 略
 4 略
 (研究職給料表)
 第3条 研究職給料表は、専門的学術知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。
 (1) 農業試験場の場長、室長、上席研究員、主任研究員及び研究員

(15) 略
 (16) 略
 2 略
 3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。
 (1)～(4) 略
 (5) 観光戦略課の専門員 (学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)
 (6) 略
 (7) 略
 (8) 略
 (9) 略
 (10) 略
 (11) 教育総務課の係長 (学校教育の指導を担当する者に限る。) 及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長 (学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長 (学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長 (地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長 (社会教育又は学校教育を担当する者に限る。) 及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長 (文化財の保護を担当する者に限る。) 及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長 (体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。) 及び指導主事
 (12) 略
 (13) 図書館の資料相談員
 (14) 略
 (15) 略
 (16) 略
 (17) 略
 (18) 略
 4 略
 (研究職給料表)
 第3条 研究職給料表は、専門的学術知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。
 (1) 農林総合研究所農業試験場の場長、室長、上席研究員、主任研究員及び研究員

(2) 園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、上席研究員、主任研究員及び研究員	(2) <u>農林総合研究所</u> 園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、上席研究員、主任研究員及び研究員
(3) 畜産試験場の場長、室長、上席研究員、主任研究員及び研究員	(3) <u>農林総合研究所</u> 畜産試験場の場長、室長、上席研究員、主任研究員及び研究員
(4) 中小家畜試験場の場長、室長、上席研究員、主任研究員及び研究員	(4) <u>農林総合研究所</u> 中小家畜試験場の場長、室長、上席研究員、主任研究員及び研究員
(5) 林業試験場の場長、室長、上席研究員、主任研究員及び研究員	(5) <u>農林総合研究所</u> 林業試験場の場長、室長、上席研究員、主任研究員及び研究員
(6)～(11) 略	(6)～(11) 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第 8 号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(行政職給料表の 6 級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第12条 給与条例第 4 条第 6 項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で行政職給料表の職務の級が 6 級以上の職員に相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、第 8 条第 1 項第 2 号から第 9 号までに掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級が当該各号に定める級以上である職員（<u>同項第 3 号から第 9 号までに掲げる給料表の適用を受ける職員にあつては、給与条例第 7 条の 2 第 1 項の規定により管理職手当を支給される職員に限る。</u>）とする。</p> <p>別表第 3 の 4（第 2 条の 4 関係） 教育職給料表（1）級別資格基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 教育職給料表（1）の適用を受ける指導主査、社会教育主査、高校教育主査、文化財主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、<u>学校図書館支援員</u>、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、室長、総括専門員、課長補佐、次長、教務主幹及び教務主任に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。</p> <p>別表第 3 の 5（第 2 条の 4 関係） 教育職給料表（2）級別資格基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考 教育職給料表（2）の適用を受ける指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、</p>	<p>(行政職給料表の 6 級以上の職員に相当する職員)</p> <p>第12条 給与条例第 4 条第 6 項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で<u>その職務の級が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの</u>に相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、第 8 条第 1 項第 2 号から第 8 号までに掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級が当該各号に定める級以上である職員（給与条例第 7 条の 2 第 1 項の規定により管理職手当を支給される職員に限る。）とする。</p> <p>別表第 3 の 4（第 2 条の 4 関係） 教育職給料表（1）級別資格基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 教育職給料表（1）の適用を受ける指導主査、社会教育主査、高校教育主査、文化財主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、室長、総括専門員、課長補佐、次長、教務主幹及び教務主任に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。</p> <p>別表第 3 の 5（第 2 条の 4 関係） 教育職給料表（2）級別資格基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考 教育職給料表（2）の適用を受ける指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、</p>

文化財主事、健康管理主事、研修主事、学校図書館支援員、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、室長、総括専門員及び課長補佐に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、室長、総括専門員及び課長補佐に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第9号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等(特別急行列車及び高速自動車国道等(給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)、特別急行列車又は高速自動車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等 当該普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等において発行されている定期券(特別急行列車に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車に係る定期券が一体として発行されているときは、一体として発行されている定期券)の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も<u>適当と認められる期間</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合であっては、その</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等(特別急行列車及び高速自動車国道等(給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自動車国道等をいう。以下同じ。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)、特別急行列車又は高速自動車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等 当該普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車に係る通勤手当に係る支給単位期間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)に相当する期間</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合であつては、その</p>

日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)を定めることができる。

(1)～(5) 略

日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1)～(5) 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第10号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(支給月額) 第3条 略 2 略 別表第1 (第2条、第3条関係)				(支給月額) 第3条 略 <u>2 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）別表第1の備考、別表第2の備考、別表第5の備考及び別表第7の備考の規定に基づき人事委員会の承認を得ている職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。</u> 3 略 別表第1 (第2条、第3条関係)			
組織		職		組織		職	
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（名古屋代表部の部長を除く。） 未来づくり推進局の局長（人事委員会が承認したものに限り。） 危機管理局の局長（人事委員会が承認したものに限り。） 東部振興監（人事委員会が承認したものに限り。） <u>文化観光スポーツ局の局長</u> （人事委員会が承認したものに限り。）	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（名古屋代表部の部長を除く。） 未来づくり推進局の局長（人事委員会が承認したものに限り。） 危機管理局の局長（人事委員会が承認したものに限り。） 東部振興監（人事委員会が承認したものに限り。） <u>文化観光局の局長</u> （人事委員会が承認したものに限り。）	1種

	<p>したものに限る。) 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。) 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。) 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。) 理事監</p>				<p>に限る。) 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。) 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。) 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。) 理事監</p>	
	<p>次長（衛生環境研究所、消費生活センター及び農業大学の次長を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長 原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。) 東部振興監 副局長（人事委員会が承認したものに限る。) スポーツ振興監 官房長 通商物流戦略監 衛生環境研究所</p>	<p>2種</p>			<p>次長（衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長 原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。) 東部振興監 副局長（人事委員会が承認したものに限る。) 官房長 衛生環境研究所</p>	<p>2種</p>

	<p>の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 校長（人事委員会が承認したものに限る。） <u>農業振興戦略監</u> <u>試験場統括本部</u> <u>の本部長</u></p> <p>会計管理者 参事監</p>		<p>の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 校長（人事委員会が承認したものに限る。） <u>農林総合研究所</u> <u>の所長</u> <u>農林総合研究所</u> <u>農業試験場の場</u> <u>長（人事委員会</u> <u>が承認したもの</u> <u>に限る。）</u> 会計管理者 参事監</p>
	<p>課長（衛生環境研究所及び農業 大学の課長を 除く。）</p> <p>3種</p> <p>副本部長 名古屋代表部の 部長 行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長 副局長 衛生環境研究所 の所長 砂丘事務所の所 長 くらしの安心局 消費生活センタ ーの所長 経済産業総室産 業振興室の室長 経済産業総室通 商物流室の室長 経済産業総室経 営支援室の室長 雇用人材総室労 働政策室の室長</p>		<p>課長（衛生環境研究所の課長を 除き、農業大学 校の課長にあっ ては人事委員会 が承認したもの に限る。） <u>総括検査専門員</u> 副本部長 名古屋代表部の 部長 行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長 副局長 衛生環境研究所 の所長及び次長 砂丘事務所の所 長 くらしの安心局 消費生活センタ ーの所長 経済産業総室産 業振興室の室長 経済産業総室通 商物流室の室長 経済産業総室経 営支援室の室長 雇用人材総室労 働政策室の室長</p> <p>3種</p>

	<p>雇用人材総室就業支援室の室長 農業大学の校長</p> <p>企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員及び衛生環境研究所の室長を除く。）</p> <p>危機管理専門官 企画調整幹 東部振興課のチーム長（人事委員会が承認したものに限る。） 中山間地域振興リーダー（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	<p>4種</p>		<p>雇用人材総室就業支援室の室長 農業大学の校長及び次長 農林総合研究所 企画総務課技術普及室の室長 農林総合研究所 農業試験場の場長 農林総合研究所 園芸試験場の場長及び次長 農林総合研究所 畜産試験場の場長 農林総合研究所 中小家畜試験場の場長 農林総合研究所 林業試験場の場長 企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 危機管理専門官 企画調整幹 東部振興課のチーム長（人事委員会が承認したものに限る。） 中山間地域振興リーダー（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	<p>4種</p>
--	---	-----------	--	--	-----------

		会が承認したものに限る。)	
	林業試験場	場長	3種
	境港水産事務所	略	
		所長	3種
		次長（人事委員会 が承認したものに限る。）	4種
	略		
	鳥取空港管理事務所	所長	3種
		次長（人事委員会 が承認したものに限る。）	4種
	略		
略			
市町村立学校	略		
	小学校	略	
		校長（学級の数 が14以上20未満 である学校の校長に 限る。）	4種
		副校長	特4種
		略	
	略		
警察	警察本部	略	
		課長 監査官 物品調達官 企画官 監察官 隊長（組織犯罪 対策課の隊長を 除く。） 所長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 管理官（人事委 員会が承認した ものに限る。）	3種
		略	
略			

		会が承認したものに限る。)	
	境港水産事務所	略	
		所長	3種
		次長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	
	略		
	鳥取空港管理事務所	所長	3種
		次長（人事委員会 が承認したものに 限る。）	
	略		
略			
市町村立学校	略		
	小学校	略	
		校長（学級の数 が14以上20未満 である学校の校長に 限る。）	4種
		略	
	略		
警察	警察本部	略	
		課長 監査官 物品調達官 企画官 監察官 隊長 所長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 上席検視官 管理官（人事委 員会が承認した ものに限る。）	3種
		略	
略			

警察署	略		警察署	略	
	署長 副署長	3種		署長 副署長 刑事官 管理官（人事委員会が承認したものに限り。）	3種
	管理官（地域・交通担当の管理官を除き、人事委員会が承認したものに限り。）	4種		管理官	4種
略			略		

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額				
			特定職を占める職員以外の職員		特定職を占める職員		
			再任用職員以外の職員	再任用職員	再任用職員以外の職員	再任用職員	
行政職 給料表	9級	1種	125,600円	108,800円	110,600円	95,800円	
	8級	2種	90,600円	76,900円	81,600円	69,200円	
		2種	3種	85,300円	70,300円	76,800円	63,200円
			4種	68,300円	56,200円	64,100円	49,500円
			4種	59,800円	49,200円	51,200円	42,200円
	6級	3種	64,100円	49,500円	56,100円	43,400円	
		4種	56,100円	43,400円	48,100円	37,100円	
5種		48,100円	37,100円	40,100円	30,900円		
公安職 給料表	9級	2種	92,300円	80,800円	92,300円	80,800円	
	8級	2種	87,600円	74,500円	87,600円	74,500円	
		3種	70,100円	59,600円	70,100円	59,600円	
	7級	3種	68,900円	54,000円	68,900円	54,000円	
		4種	60,300円	47,200円	60,300円	47,200円	
教育職 給料表 (1)	4級	3種	70,200円	65,600円	70,200円	65,600円	
		4種	61,400円	57,400円	61,400円	57,400円	
		5種	52,600円	49,200円	52,600円	49,200円	
	3級	3種	68,100円	53,300円	68,100円	53,300円	
		4種	59,500円	46,700円	59,500円	46,700円	
		特4種	51,900円	42,400円	51,900円	42,400円	
		5種	51,000円	40,000円	51,000円	40,000円	
		6種	50,100円	39,100円	50,100円	39,100円	
7種	42,500円	33,400円	42,500円	33,400円			

	特2級	8種	33,900円	23,800円	33,900円	23,800円
	2級	8種	32,500円	21,600円	32,500円	21,600円
教育職 給料表 (2)	4級	3種	67,600円	63,900円	67,600円	63,900円
		4種	59,200円	55,900円	59,200円	55,900円
		5種	50,700円	48,000円	50,700円	48,000円
	3級	3種	65,900円	52,200円	65,900円	52,200円
		4種	57,700円	45,700円	57,700円	45,700円
		特4種	50,100円	41,500円	50,100円	41,500円
		5種	49,500円	39,200円	49,500円	39,200円
		6種	48,600円	38,400円	48,600円	38,400円
7種	41,300円	32,700円	41,300円	32,700円		
研究職 給料表	5級	1種	124,600円	94,800円	109,700円	83,400円
		2種	99,700円	75,900円	89,700円	68,300円
	4級	2種	86,400円	64,200円	77,700円	57,700円
		3種	69,100円	51,400円	60,400円	44,900円
4種		60,400円	44,900円	51,800円	38,500円	
医療職 給料表 (1)	4級	1種	135,500円	114,000円	135,500円	114,000円
		2種	108,300円	91,200円	108,300円	91,200円
		3種	86,700円	73,000円	86,700円	73,000円
	3級	2種	101,200円	76,900円	101,200円	76,900円
		3種	80,900円	61,500円	80,900円	61,500円
医療職 給料表 (2)	7級	2種	84,400円	71,900円	76,000円	64,800円
		3種	67,600円	57,600円	64,100円	50,800円
	6級	3種	64,100円	50,800円	56,100円	44,400円
		4種	56,100円	44,400円	48,100円	38,100円
医療職 給料表 (3)	7級	2種	85,100円	73,100円	76,600円	65,800円
		3種	68,200円	58,500円	59,600円	51,200円
	6級	3種	66,800円	51,300円	58,500円	44,900円
		4種	58,500円	44,900円	50,100円	38,500円
		5種	50,100円	38,500円	41,700円	32,100円
海事職 給料表	5級	4種	62,600円	48,100円	62,600円	48,100円

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
 - (1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事務所、くらしの安心局消費生活センター及び農業大学の職
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員
 - (3) 知事の事務部局の地方機関の職
 - (4) 教育委員会事務局の本庁のうちいじめ不登校総合対策センターの職
 - (5) 教育委員会事務局の本庁の職のうち参事監
 - (6) 教育委員会事務局の地方機関の職
 - (7) 教育機関の職のうち教育センターの副所長及び課長、図書館の副館長、博物館の副館長及び課長、大山青年の家、船上山少年自然の家及びむきばんだ史跡公園の所長、埋蔵文化財センターの発掘事業室の室長並びに高等学校及び特別支援学校の事務長

- 2 鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の職を占める職員に対するこの表の規定の適用については、教育職給料表(1)の3級の3種の項中「68,100円」とあるのは「59,500円」と、「53,300円」とあるのは「46,700円」と、教育職給料表(1)の3級の4種の項中「59,500円」とあるのは「51,000円」と、「46,700円」とあるのは「40,000円」とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	本庁 統轄監 部長 理事監 本部長 東部振興監 次長 参事監 <u>スポーツ振興監 農業振興戦略</u> <u>監</u> 局長 官房長 筆頭総室長 総室長 所長 原子力安全対策監 <u>通商物流戦略監</u> 課長 （農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 <u>副官房長</u> 校長 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 チーム長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び業務効率推進課の課長補佐のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事若しくは副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限	知事事務部局 本庁 統轄監 部長 理事監 本部長 東部振興監 次長 参事監 局長 官房長 筆頭総室長 総室長 <u>場長</u> 所長（ <u>農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。</u> ） 原子力安全対策監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長及び農林総合研究所の室長（技術普及室の室長を除く。）を除く。） 副局長 副本部長 校長 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 チーム長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び業務効率推進課の課長補佐のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事若しくは副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員	

	る。) 主事(総務課の主事の うち知事又は副知事の秘書に 関する事務を行うもの及び人事 企画課の主事のうち人事、給 与又は服務に関する事務を行 うものに限る。)		定数に関する事務を行うもの 及び福利厚生課の係長に限る。) 主事(総務課の主事のうち 知事又は副知事の秘書に關 する事務を行うもの及び人事 企画課の主事のうち人事、給 与又は服務に関する事務を行 うものに限る。)
略		略	
東部農林事務 所	所長 副所長 課長 室長 参 事	東部農林事務 所	所長 副所長 課長 室長 参 事
農業試験場	場長		
園芸試験場	場長 次長		
略		略	
病虫害防除所	所長	病虫害防除所	所長
畜産試験場	場長		
中小家畜試験 場	場長		
家畜保健衛生 所	所長 病性鑑定室長	家畜保健衛生 所	所長 病性鑑定室長
林業試験場	場長		
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第12号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																																
1 略	1 略																																
2 若桜町	2 若桜町																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 会計管理者 出納室長 参事 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 次長 参事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>校長 副校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 副校長 教頭</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 会計管理者 出納室長 参事 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)	略		教育委員会事務局	教育長 次長 参事	略		中学校	校長 副校長 教頭	小学校	校長 副校長 教頭	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td><u>統括監</u> 課長 会計管理者 出納室長 参事 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	<u>統括監</u> 課長 会計管理者 出納室長 参事 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)	略		教育委員会事務局	教育長 次長	略		中学校	校長 教頭	小学校	校長 教頭
機 関	職																																
略																																	
町長部局	課長 会計管理者 出納室長 参事 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)																																
略																																	
教育委員会事務局	教育長 次長 参事																																
略																																	
中学校	校長 副校長 教頭																																
小学校	校長 副校長 教頭																																
機 関	職																																
略																																	
町長部局	<u>統括監</u> 課長 会計管理者 出納室長 参事 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)																																
略																																	
教育委員会事務局	教育長 次長																																
略																																	
中学校	校長 教頭																																
小学校	校長 教頭																																
3～5 略	3～5 略																																
6 湯梨浜町	6 湯梨浜町																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>こども園</td> <td>園長 次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		保育所	所長	こども園	園長 次長	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		保育所	所長	略															
機 関	職																																
略																																	
保育所	所長																																
こども園	園長 次長																																
略																																	
機 関	職																																
略																																	
保育所	所長																																
略																																	
7～10 略	7～10 略																																
11 南部町	11 南部町																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 <u>防災監</u> <u>統括園長</u> <u>課長補佐</u> (総務課に所属するものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 <u>防災監</u> <u>統括園長</u> <u>課長補佐</u> (総務課に所属するものに限る。)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 <u>統括園長</u> <u>総務行政改革室長</u> <u>財政室長</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 <u>統括園長</u> <u>総務行政改革室長</u> <u>財政室長</u>																				
機 関	職																																
略																																	
町長部局	課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 <u>防災監</u> <u>統括園長</u> <u>課長補佐</u> (総務課に所属するものに限る。)																																
機 関	職																																
略																																	
町長部局	課長 福祉事務所長 会計管理者 出納室長 専門員 <u>統括園長</u> <u>総務行政改革室長</u> <u>財政室長</u>																																

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">行財政改革推進室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">12～22 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">23 日野病院組合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機 関</td> <td style="text-align: center;">職</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>在宅介護支援事業所</td> <td>看護師長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">24～28 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>	行財政改革推進室長		略		12～22 略		23 日野病院組合		機 関	職	略		在宅介護支援事業所	看護師長	略		24～28 略		備考 略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">12～22 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">23 日野病院組合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機 関</td> <td style="text-align: center;">職</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>在宅介護支援事業所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">24～28 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>	略		12～22 略		23 日野病院組合		機 関	職	略		在宅介護支援事業所	所長	略		24～28 略		備考 略	
行財政改革推進室長																																							
略																																							
12～22 略																																							
23 日野病院組合																																							
機 関	職																																						
略																																							
在宅介護支援事業所	看護師長																																						
略																																							
24～28 略																																							
備考 略																																							
略																																							
12～22 略																																							
23 日野病院組合																																							
機 関	職																																						
略																																							
在宅介護支援事業所	所長																																						
略																																							
24～28 略																																							
備考 略																																							

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第13号

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員が宿泊を伴う旅行をして正午以前に帰着した<u>場合</u>又は午後1時以降に出発して宿泊を伴う旅行をした場合には、当該帰着した日又は出発した日に係る条例第18条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。</p> <p>(6) 職員が午後1時以降に出発して条例第18条第2項第2号に規定する旅行をした場合には、同条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。</p> <p>(7)～(22) 略</p> <p>第2・第3 略</p>	<p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員が宿泊を伴う旅行をして正午以前に<u>在勤庁に到着した</u>場合又は午後1時以降に<u>在勤庁</u>を出発して宿泊を伴う旅行をした場合には、当該到着した日又は出発した日に係る条例第18条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。</p> <p>(6) 職員が条例第18条第2項第2号に規定する旅行をした場合で、当該旅行が午後1時以降に<u>在勤庁を出発するものである</u>ときには、同条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。</p> <p>(7)～(22) 略</p> <p>第2・第3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第14号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第2条関係） 準へき地学校		別表第2（第2条関係） 準へき地学校	
所在地	学校名	所在地	学校名
略		略	
東伯郡三朝町大字穴鴨 166番地2	南小学校	東伯郡三朝町大字穴鴨 166番地2	南小学校
		東伯郡琴浦町大字古長 217番地	古布庄小学校
略		略	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第15号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後											改正前										
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）											別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										
組織	職務の級										組織	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
知事の本庁事務部局	略										略										
	文化観光スポーツ局								局長	局長	文化観光局								副局長	局長	局長
	略										略									副局長	
	農林水産部									課長	農政課									課長	
	農林水産部									課長	農業大学校									課長	
	農林水産部									次長	農林総合研究所									所長	
	農林水産部									課長	農林総合研究所									所長	
	農林水産部									次長	農林総合研究所									所長	
	農林水産部									課長	農林総合研究所									所長	
	農林水産部									課長	農林総合研究所									所長	
本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	課長	副局長	次長	統轄監	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	課長	副局長	次長	統轄監			
機械技師	機械技師	主計員	機械技師	機械技師	主計員																
電気技師	電気技師	電機主任	電気技師	電気技師	電機主任																
薬剤師	薬剤師	理学療法士	薬剤師	薬剤師	理学療法士																
衛生技師	衛生技師	管理栄養士	衛生技師	衛生技師	管理栄養士																
理学療法士	理学療法士	歯科衛生士	理学療法士	理学療法士	歯科衛生士																
法士	法士	保健師	法士	法士	保健師																
看護師	看護師	農業専門技師	看護師	看護師	農業専門技師																
管理栄養士	管理栄養士	歯科衛生士	管理栄養士	管理栄養士	歯科衛生士																
養士	養士	歯科衛生士	養士	養士	歯科衛生士																
歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士			
生士	生士	門技術員	生士	生士	門技術員																
商工技師	商工技師	講師	商工技師	商工技師	講師																
農林技師	農林技師	造園技師	農林技師	農林技師	造園技師																
造園技師	造園技師	水産技師	造園技師	造園技師	水産技師																
水産技師	水産技師	土木技師	水産技師	水産技師	土木技師																
土木技師	土木技師	建築技師	土木技師	土木技師	建築技師																
建築技師	建築技師	講師	建築技師	建築技師	講師																
講師	講師									講師	講師										
地方機関	略									略											
地方機関	県税事務所									県税事務所											
地方機関	米子工事検査事務所									米子工事検査事務所											
地方機関	鳥取港湾事務所									鳥取港湾事務所											
地方機関	米子工事検査事務所									米子工事検査事務所											
地方機関	略									略											
教育委員機	略									略											
教育委員機	略									略											
教育委員機	高等学校									高等学校											
教育委員機	高等学校									高等学校											

会 事 務 局 及 び 教 育 機 関	特別支援学校	学校栄 養職員 介助職 員	学校栄 養職員 介助職 員	司書主 任	長	長								
				事務次 長	事務長 事務次 長	事務長 事務次 長								
略	略													
備考	略													

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関 及び教育 委員会事 務局	教育機関	略				
	図書館			学校図書館 支援員	学校図書館 支援員	
	略			資料相談員	資料相談員	
略	略					
知事の事 務部局	略					
	地方機関	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員
	略	略				

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関 及び教育 委員会事 務局	教育機関	略				
	図書館			学校図書館 支援員	学校図書館 支援員	
	略			資料相談員	資料相談員	
略	略					
知事の事 務部局	略					
	地方機関	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員
	略	略				

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
知事の事 務部局	略					
	農業試験場 園芸試験場			所長 分場長 試験地長	場長	場長
	略	略				
備考	略					

会 事 務 局 及 び 教 育 機 関	特別支援学校	学校栄 養職員 介助職 員	学校栄 養職員 介助職 員	事務次 長	事務長 事務次 長	事務長 事務次 長	事務長							
				事務次 長	事務長 事務次 長	事務長 事務次 長								
略	略													
備考	略													

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関 及び教育 委員会事 務局	教育機関	略				
	図書館					
	略			資料相談員	資料相談員	
略	略					
知事の事 務部局	略					
	地方機関	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長
	略	略				

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関 及び教育 委員会事 務局	教育機関	略				
	図書館					
	略			資料相談員	資料相談員	
略	略					
知事の事 務部局	略					
	地方機関	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長
	略	略				

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
知事の事 務部局	略					
	農林総合 研究所	農業試験場 園芸試験場			所長 分場長 試験地長	場長 場長
	略	略				
備考	略					

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。